

令和 6 年度

赤い羽根とちぎ「生活困窮者への緊急支援活動助成」実施要領

1 趣 旨

社会情勢のさまざまな要因による物価高騰や感染症の影響が長期化する中、経済的な困窮や、社会的孤立などの厳しい生活環境にあっても、自立相談支援機関等の相談窓口につながっていない人たち等に支援を届けていくため、支援に繋がるためのきっかけづくりが求められている。

本助成事業は、中央共同募金会を中心に全国的に実施されている「赤い羽根 ポスト・コロナ（新型コロナウイルス）社会に向けた福祉活動応援キャンペーン」の一環として、生活に困窮している方々への生活相談時に配布するための食料・日用品の整備や、これらの配布を通じたアウトリーチ等の活動を対象に、令和 6 年度に実施される事業に対し緊急的な支援を行うことを目的とする。

2 助成対象団体

栃木県内の市町社会福祉協議会

3 助成対象事業

物価高騰や感染症の影響の長期化等、社会情勢のさまざまな要因により、生活に困窮している方々を対象に行う下記の事業を対象とする。ただし、補助金などの公的費用や他の助成金を受けて実施する事業は対象外とする。

- (1) 食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業
- (2) 生活困窮に関する相談事業（電話代、SNS サービス利用料の通信運搬費等）
- (3) 生活相談に来られた方へ緊急的に配布する食料品・日用品等の整備、保管
- (4) 生活に困窮している方を把握するためのアプローチ、つながるためのきっかけづくり（アンケート、電話、訪問等）

4 助成対象期間

令和 6（2024）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日まで

5 助成対象経費

助成対象経費は基本的に申請事業の実施に要する経費を対象とする。ただし、下記の「対象外経費」となるものを除く。

（対象経費）

- ・ 消耗品・備品費（食料品、日用品、食料保管に係る冷蔵庫等）
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 旅費交通費 等

(対象外経費)

- ・ 事業にかかる人件費、謝金
- ・ 主に食料品や日用品の配布を目的とした活動に要する経費（ただし、相談支援など他の支援活動と組み合わせた活動は対象とする。）
- ・ 生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・ 当該経費の内容が本助成事業の趣旨にあわないもの、または申請書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とする。）
- ・ ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とする。）
- ・ 団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・ 団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・ 汎用性の高い事務用品の購入経費
- ・ 助成対象期間（令和 6（2024）年 4 月～令和 7（2025）年 3 月）外の活動に関する経費

6 助成限度額等

- 1 団体に対する助成限度額は 30 万円とする。
助成申請額は 5 万円以上とし、万円単位での申請とする。

7 助成の申請

助成を希望する社会福祉協議会は、令和 6 年 8 月 9 日（金）（※必着）までに、「助成申請書（別記様式 1）」に次の各号に掲げる書類を添付して、本会に提出すること。

なお、1 団体に対する助成限度額の範囲において、複数の事業についての申請を受け付ける。

- (1) 10 万円以上の機器備品の購入について申請する場合には、カタログ及び見積書の写し
- (2) 今回の申請事業に関連する活動の様子が分かる資料（チラシ、パンフレット、新聞記事など）

8 審査

書類審査を行うほか、必要に応じてヒアリング調査等を行う。

9 査定

申請のあった事業について、現状の課題認識、緊急性、実現性及び必要性並びに見込まれる成果及び今後の計画性に留意して査定を行う。

10 助成の決定（通知）

助成金の交付を決定した時は、申請者あて、令和 6 年 8 月末日までに通知する。

11 助成金の交付

助成金は概算払いとし、令和 6 年 9 月末日までに、当該社会福祉協議会の預貯金口座あてに送金する。

助成を受けた社会福祉協議会は、事業完了後、速やかに「完了報告書（別記様式2）」を提出すること。また、助成金に残余が生じる場合には、本会の指定する方法により残余額の返還を行うこと。

なお、令和7年1月末時点で完了しない事業については、令和7年1月末までに、支出済み額及び支出見込み額について、「途中経過収支報告書（別記様式3）」により報告を行うこと。

12 助成を受けることに関する周知

本助成を受けて事業を実施する場合、事業実施時や印刷物、SNS及びホームページ等に、赤い羽根とちぎ「生活困窮者への緊急支援活動助成」を受けて行っている旨を明示すること。

13 助成決定の取り消し

助成決定の通知を受けた社会福祉協議会が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成の全部又は一部の決定を取り消し、助成金の返還を求める。

- (1) 事業を中止したとき及び事業を遂行する見込みがなくなったと認められるとき
- (2) 助成の対象となった事業を他の財源で実施したとき

附 則

- 1 この要領は令和6年7月2日に制定し、令和6年4月1日から適用する。